

# 延喜式(土御門本)にみえる石斛の産地

夏井 高人

## 1 はじめに

石斛に関する記述のある最初の邦文献が出雲風土記であることはよく知られている。

出雲風土記<sup>1</sup>中の意宇郡の項には、諸々の山野に生えている草木として、「麦門冬 独活 石斛 前胡 高良姜 連堯 黄精 百部根 貫衆 白朮 薯蕷 苦参 細辛 商陸木 玄参 五味子 黄芩 葛根 牡丹 藍漆 薇 藤 李 檜 (梧) 赤桐 白桐 楠 椎 海榴 (椿) 柳 梅 松 栢 (榧) 蘘 槻」の名が列挙されている(下線は筆者による。以下同じ。)。同様に、嶋根郡の項には「白朮 麦門冬 藍漆 五味子 苦参 独活 葛根 薯蕷 葶藶 狼毒 杜仲 芍薬 柴胡 百部根 石斛 藁本 藤 李 赤桐 白桐 海石榴 楠 楊 松」の名が、神門郡の項には「桔梗 藍漆 龍膽 商陸 續断 独活 白芷 秦椒 百部根 百合 卷柏 石斛 升麻 當帰 石葦 麦門冬 杜杜仲 細辛 茯苓 葛根 薇蕨 藤 李 蜀椒 檜 杉 榧 赤桐 白桐 椿 槻 柘 榆 蘘 楮」の名が、飯石郡の項には「葶藶 升麻 当帰 独活 大薊 黄精 前胡 薯蕷 白朮 女萎 細辛 白頭公 白芍 赤箭 桔梗 葛根 秦皮 杜仲 石斛 藤 李 楊 赤桐 椎 楠 楊梅 槻 柘 榆 松 柳 蘘 楮」の名が、仁多郡の項には「白頭公 藍 漆 藁本 玄参 百合 王不留行 薺尼 百部根 瞿麦 升麻 拔葵 黄精 地榆 附子 狼牙 離留 石斛 貫衆 續断 女萎 藤 李 檜 楡 榧 松 栢 栗 柘 槻 蘘 楮」の名がそれぞれ列挙されている<sup>2</sup>。

これら出雲風土記中に名のある植物の大半は生薬の原料とし

て利用されるものなので、そのことから推察すると、出雲風土記の編纂のために現地調査をした者（官吏と推定される。）の中に中国から伝来した「本草（ほんぞう）」に関する正確な知識を有する者が含まれていたか、あるいは、本草の知識を有する渡来人が何らかのかたちで関与したか、そのいずれかだろうと考えられる<sup>3</sup>。

出雲風土記の成立については諸説あるが、一応通説的な見解としては、元明天皇により和銅6年（713年）5月に編纂が命じられ、天平5年（733年）2月30日に完成して聖武天皇に奏上されたものとされているから、官製の現地調査記録の一種であるということが出来る。それゆえ、当時の朝廷に仕える医師などの間では既に本草の知識が相当正確に知られていたということを窺い知ることが出来る。

しかしながら、ここに記載されているのは植物の名だけで、いったいどれくらいの数量が存在したのかを知ることができない。

このことは、自然保護関連の法令の解釈・運用の中でも大きな重要性を有すると考えられる。例えば、種の保存法に基づき指定されている特定の絶滅危惧種について、その危惧の度合いを考究しようとする場合、収量の記載がない資料では比較のしようがないという意味で不十分だということになる。より具体的には、例えば、出雲風土記に記載のある植物が当時も現在も希少なものだとする場合、野生の状態ではそもそも増えない（または増えにくい）植物だと推定することが可能だし、逆に当時は豊富にあったのに現在では希少となりまたは絶滅してしまっている場合、その原因を丹念に調べるといったより具体的な研究の必要性に気づくことが出来ると思われる。逆に当時も現在も豊富であるとするれば、繁殖力の旺盛な植物だということを推定することが可能となる。それゆえ、歴史上のある時点において有用植物として利用されていた野生植物に関し、その収量に関する記述のある文献資料（史料）は、自然保護と関連する自然科学上、法学上及び国家政

策上の検討資料としても非常に重要なものだと言える。

日本の古記録の中で特定の種に属する植物の数量を明確に示すものは意外と少ないが、そのような文献が全くないというわけではない。

延喜式第 37 巻は、その中でも極めて重要な文献の一つだと思われる。

そこで、本稿では、延喜式第 37 巻に記録されている石斛の産地及び数量を拾い上げ、これをまとめた結果を資料として提供し、また、当時の地名と現在の地名との比較により当時における石斛の産地を現代の地名によって認識することができるようにすることとしたい<sup>4</sup>。

## 2 土御門本延喜式とは

延喜式は、律令の細則としての位置づけをもった日本国の古代法令の一つであり、延喜 5 年（905 年）に醍醐天皇の命により藤原時平らによって編纂が開始され、延長 5 年（927 年）に完成し、その後補訂を重ねた後、康保 4 年（967 年）に施行された。『延喜式』の原本は現存せず、その写本の大半は散逸し、写本から後世に更に写本として作成されたものが幾つか残されている。そうした写本の中で有名なものとしては、九条家が所蔵していた九条家本延喜式（現在は東京国立博物館所蔵）<sup>5</sup>と一条家所蔵延喜式の写本とされる土御門本延喜式（現在は国立歴史民俗博物館所蔵）とがある。

本稿では、館蔵資料編集会編『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書歴史篇第 17 巻延喜式 6』（臨川書店、2000）の中に複製写真として収録されている『延喜式第卅七』を底本とする。

前掲『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書歴史篇第 17 巻』251 頁以下の解説文を読むと、土御門本延喜式として一般に知られる延喜式は、京都の呉服商田中教忠（1838～1934）が収集した史

料（歴史資料）群に含まれていたこと、その後、このコレクションは、1988年～1989年に田中教忠の子孫から国に譲渡され、国立歴史民俗博物館に収蔵されていることを知ることができる。

延喜式には後世の写本が多数ある。同書解説文によれば、土御門本延喜式は、一条家が所蔵していた延喜式を土御門泰重が元和3年から約1年4ヶ月をかけて筆写することによって成立したとのことだ。

これらのことから、土御門本延喜式は、一条家が所蔵していた延喜式と内容的にほぼ同一のものと推定され、また、延喜式写本の中でも特に信頼性及び史料的価値の高いものだと一般に評価されている。

以下、「土御門本延喜式」という場合には、土御門本延喜式第37巻を指すものとする。

### 3 土御門本延喜式中にある「石斛」の記述

土御門本延喜式中の「諸國進年料雜葉」の項には、諸国から朝廷に献上された薬草等の名及び分量が地名毎に分類され記載されている。その中には、岩上に着生している「石斛（スクナヒコノクスネ）」と樹木に着生している石斛を指すものと推定される「木斛（スクナヒコノクスネ、イハクスリ<sup>6</sup>）」の両方の記載がある。

以下、土御門本延喜式に記載されている順にまとめた結果を示す。

#### 東海道

伊賀國	木斛	十斤
伊勢國	木斛	二斤
参河國	木斛	五斤

駿河國	木斛	五斤
伊豆國	木斛	三斤
下総國	木斛	五斤

#### 東山道

近江國	木斛	二斤
美濃國	木斛	十五斤
陸奥國	石斛	八十斤

#### 山陰道

丹波國	石斛	廿七斤 <sup>7</sup>
丹後國	木斛	十斤
丹波國	石斛	十斤九兩
播磨國	木斛	十三斤
伯耆國	石斛	廿四斤

#### 山陽道

備後國	石斛	卅九斤
	木斛	十三斤
安藝國	石斛	卅斤
周防國	石斛	五斤

#### 南海道

紀伊國	木斛	廿五斤
	石斛	二斤
伊豫國	木斛	二斤

土佐國 木斛 十三斤

西海道

大宰府 石斛 十斤

ここで示されている「斤」は古代の度量衡単位の一つで、1斤は約600グラムに相当する。また、1斤は16両と等価なので、1両は約37.5グラムということになる。

その結果、10斤は約6キログラム、20斤は約12キログラムということになるのだが、これくらいの量の石斛となると相当の数量を採取・収集しないといけないということになる。なぜなら、生薬として用いる石斛（木斛）は、通常、完全に乾燥させ水分のない状態で計量するからだ<sup>8</sup>。もちろん個体によって差異はあると思われるが、仮に石斛（木斛）中の水分割合を80パーセントとした場合、その水分を抜いて乾燥させた乾燥石斛の重量を5倍すると乾燥前の概ねの重量を推計することができる。

土御門本延喜式にある記述の中で最多の陸奥國80斤は約42キログラムに相当するが、それだけの分量の石斛となるとかなりの本数を要したと推定することができる（乾燥前の重量が5倍と仮定すると約210キログラムに相当する。米が1俵約30キログラムなので、約7俵に相当する。）。土御門本延喜式中の記載で二番目に多い備後國では石斛と木斛の合計が62斤となり約37.2キログラムに相当する（乾燥前の重量が5倍と仮定すると約186キログラムに相当する。米俵では6俵以上に相当する。）。これもかなりの分量だということに異論はないだろう<sup>9</sup>。

#### 4 現在の地名にあてはめた産地の推定

延喜式に書かれている地名は、当時の制度に基づくものなので

現在の行政区画とは異なっている。そこで、そのような古地名を現代の地名に置き換えれば、延喜式成立当時の時点における石斛分布状況を現代の地名しか知らない世代でも明確に認識・理解することができるようになるのではないかと思われる。

そこで、そのようなあてはめ作業を試みると、概ね次のようになると思われる（北から南の順）。

## 東日本

岩手県・宮城県・福島県（陸奥國）<sup>10</sup>  
千葉県南部（下総國）

## 中部地方

静岡県（伊豆國，駿河國）  
岐阜県（美濃國）  
愛知県（参河國）

## 近畿地方

三重県（伊勢國，伊賀國）  
滋賀県（近江國）  
京都府（丹後國，丹波國）  
兵庫県（播磨國，丹波國）  
和歌山県（紀伊國）

## 中国地方

鳥取県（伯耆國）  
広島県（備後國，安藝國）

山口県（周防國）

四国

愛媛県（伊豫國）

高知県（土佐國）

九州

福岡県（大宰府）

土御門本延喜式にある石斛（木斛）の産地をざっとながめると、主として太平洋側（瀬戸内を含む。）の地域が多く、中部～北日本の日本海側での産地記載がないということに気づくことができる。ただし、その原因はよくわからない。

ともあれ、現代の植生調査結果をまとめた環境省や都道府県のレッドデータブック（RDB）と比較してみると、かなりおおざっぱなものとはいえ、日本国における石斛の盛衰の大要を知ることができるのではないかと思う。

## 5 出雲國の「石斛」はどうなったのか？

土御門本延喜式の山陰道出雲國の項には、石斛の記載も木斛の記載もない。

前述のとおり、700年ころに成立したとされている出雲風土記には諸山野に石斛が産するものとして複数の地名が掲げられているのにもかかわらず、その約200年後に成立した延喜式の中には記載がないという事実をどう理解すべきかについて、諸説あり得ると思われる。

試みに幾つかの仮説を提示してみることにする。

### (1) 生薬原料としての採取による絶滅または枯渇という仮説

出雲風土記成立の後、200年ほどの間に石斛が生薬の原料として採取し尽くされ、朝廷に諸国産物として献上するほどの個体数が残存していなかったと推定することは全く不可能なことではない<sup>11</sup>。出雲風土記に産地としての記載がある以上、生薬原料として朝廷から献上を命じられ、徹底的に採取されてしまったという可能性は荒唐無稽とは言えないだろうと考えられる。ただし、この間のことを記録した古文献の探索と研究を経なければ確定的なことは言えない。

### (2) 大規模震災により産地が崩壊したという仮説

出雲地方では、元慶4年(880年)にマグニチュード7.0と推定される大地震があった。この大地震に伴う土砂崩れや崖地崩壊、土石流の発生等により、石斛の産地が消滅または崩壊してしまったと推定することは不可能なことではない。ただし、当時の被害発生地を信頼できる史料や地質調査結果等に基づいて明らかにした上で、その推定被害地と出雲風土記にある山地との対応関係を照合してみるといった地道な研究を経てからでないと確定的なことは言えない。

### (3) 神域である出雲に特権があったという仮説

出雲に産する石斛が出雲大社専用のもので使用され、朝廷に献上することを免除されていたとの仮説は、理論的にはあり得る。しかし、仮にそうであったとしても論証の

ための根拠を示すことには相当の困難が伴うように思われる。

#### (4) 単なる記載漏れという仮説

説明を要しないだろう。なお、出雲地方に隣接する島根県中部～西武（伯耆國）については、土御門本延喜式にも産地記載がある。

以上は、いずれも机上の推論に過ぎない。専門家による今後の研究成果の蓄積を期待したい<sup>12</sup>。なお、土御門本延喜式に記載のある石斛産地のその後の状況については、別稿で改めて述べたいと思う。

---

#### [注記]

<sup>1</sup> 国立国会図書館所蔵の写本である神宅臣全太理・出雲臣広嶋編『出雲國風土記全』（1728）に依った。

<sup>2</sup> 部分的に『出雲風土記全』に記載されている原文とは異なる漢字を用いて記載した部分がある。

<sup>3</sup> 南朝の陶弘景によって『神農本草経注』及び『本草経集注』が編纂されたのは500年（永元2年）ころのことだとされているので、出雲風土記が編纂された当時（700年代前半ころ）、中国における本草学の基本的部分が既に体系化され、そのように体系化された知識が日本に伝来していた可能性が高い。

<sup>4</sup> 延喜式に限らず、古文献成立当時において当該文献に石斛の産地として記載されていた場所であっても、残念ながら現時点では絶滅または枯渇していることが多々ある。その原因としては、大規模な自然災害（巨大地震に伴う山塊崩壊や斜面の崩落や巨岩の粉碎、平安時代に起きた陸奥国の大津波のような巨大津波による地表部や海岸の破壊・水没、大規模な山火事、古墳時代に起きた榛名山噴火や江戸時代に起きた富士山噴火のような火山活動に

---

よる埋没や火砕流による破壊、鎌倉時代に起きた小氷河期のような深刻な気象変動等) など人為的でないものと、戦乱、放火による大規模火災、苛斂誅求のゆえの徹底的な採取、生薬原料等の利用のための採取などを含め人為的なものがある。それらの原因を特定するためには、更に多数の関連する文献資料を精査する必要があり、筆者の能力の及ぶところではないので、本稿においては、出雲の石斛を除き、この点については論述を控えることにする。

<sup>5</sup> 『九条家本延喜式（東京国立博物館古典籍叢刊）』として写真複製版が思文閣出版刊行中となっており、2013年3月現在、九条家本延喜式第22巻の分まで出版されている。

<sup>6</sup> 山陽道備後國の項には「石斛」と「木斛」の両方の記載がある。土御門本延喜式の「石斛」には「スクナヒコノクスネ」とのルビがふられ、「木斛」には「イハグスリ」とのルビがふられている。本草において「木斛」とは樹木に着生するものを指すとされておりながら、あえて岩の上に着生している植物であるかのごとき「イハグスリ」とのルビがふられている理由は定かではない。ただ、「石斛」と「木斛」とは結局同じものだと理解を前提にした上で、諸国では分けて扱っており、「石斛」と「木斛」とを別のものとして献上していることから、あえてこのような取り扱いをしたのではないかと推測することは不可能ではない。

<sup>7</sup> 「石斛」のほかに「草斛六斤」との記載もある。この「草斛」が日本に自生する植物の中のどれを指すのかについては不明だが、現代中国においては、生薬である「虎石头（虎石頭）」の原料となる扇唇蘭耳草（*Liparis chloroxantha*）を指すものと解されている。この植物は、ラン科クモキリソウ属に属する草本の一種で、日本には自生していない。ただ、そもそもクモキリソウ属に属するラン科植物はどれもよく似ており、とりわけ生薬の原料として乾燥状態にすると肉眼で見分けることがかなり難しくなるだろうと考えられることから、土御門本延喜式に「草斛」とあるのはラン科クモキリソウ属に属する何らかの植物を指すものと推定することは可能と思われる。

<sup>8</sup> 延喜式第37巻中の石斛（木斛）の記述は諸国から献上された貢薬のリストとして存在する。薬草としての石斛（木斛）は、完

---

全に乾燥した状態で保管するのが一般的なので、延喜式中に記載のある石斛（木斛）の目方もまた乾燥状態で計量されたものと推定される。

<sup>9</sup> らん・ゆり部会長の三橋俊治氏のご意見によると、園芸採取が盛んになる前の時代には農家の庭木や屋根などにいっぱい生えているところがあったとのことなので、大量に収穫することはさして難しいことではなかったかもしれないとのことだ。現代社会ではまるで想像できない桃源郷のような世界ということになるが、そうなのかもしれない。

<sup>10</sup> セッコク (*Dendrobium moniliforme*) の現時点における日本国自生北限は、岩手県大船渡市付近とされている。これは、一時絶滅とされていたものが最近になって再発見されたことによる。このセッコクは、海岸付近の岩場で生育しているものとのことで、土御門本延喜式でいえば「石斛」に該当するということになる。再発見前の時点では宮城県松島が北限だとされていた。また、福島県には現在でも自生がある。福島県内での自生は樹木に着生しているものが知られており、土御門本延喜式でいえば「木斛」に該当するということになる。

<sup>11</sup> 前述の陸奥國及び備後國における推定収量を参照されたい。

<sup>12</sup> 延喜式の中にある「木斛」の意義については、拙稿「石斛と木斛」らん・ゆり 426号（2013年3月号）10～17頁で述べたとおりだが、その中で参照・引用した文献のほかに、屋代弘賢『古今要覧稿』（明治38～40年）の「第四百十五 草本部 すくなひこのくすね いはとくさ 石斛」の項に極めて詳細な文献渉猟と考察の結果とが示されており、非常に参考になる。